

第2章 保存管理計画

第1節 保存管理の状況

1 保存及び破損状況

【弾薬庫】

(1) 基礎

基礎は外壁及び間仕切壁に設け、布石を敷いた上に煉瓦積みとする。各室毎に換気口を設けているため床下は乾燥状態を保っている。煉瓦基礎には改変はなく、保存・構造上支障となる亀裂、破損も見られず創建当初のまま保存されている。

(2) 床組

番付が墨書きされた床束が残るなど、主屋の床組に改変は見られない。根がらみが部分的に外れているが、床束に転びはしない。蟻害が一部見られ、根太など取替えが必要と思われる材が見られる。

下屋の床は漏水で腐朽しており、応急処置で腐朽した床板を合板で塞いだ上、床束は添え木を設けて対処している。



写真 2.1.1 根がらみの外れ



写真 2.1.2 根太の蟻害



写真 2.1.3 床束の応急処置

(3) 外壁・躯体

煉瓦にモルタル塗の上に白ペンキと、部分的に吹付けタイルで仕上げが施されている。吹付けタイルは国立印刷局時代に施されたと思われる。煉瓦とモルタル塗の界面に雨水が入り込むことにより、モルタルの孕み・剥落が散見され、その他でもカビや雨垂れなどの汚損が目立ち、軒樋・豎樋付近、開口部廻り、換気口廻り、雨樋がない袖壁に顕著に見られる。

外壁南西角のモルタル塗にはローマ字の落書きがあるが、戦後の進駐軍によるものと思われる。

軒には板金折りの軒蛇腹が付くが、部分的に欠失・破損がみられる。

下屋は棧付の焼杉板縦板張とする。棧の欠損が散見される。下屋の軸組は漏水による腐朽の他、柱・梁に蟻害がある。柱脚も腐朽している箇所が数本見られる。



写真 2.1.4 モルタルの剥落



写真 2.1.5 縦樋付近の汚損

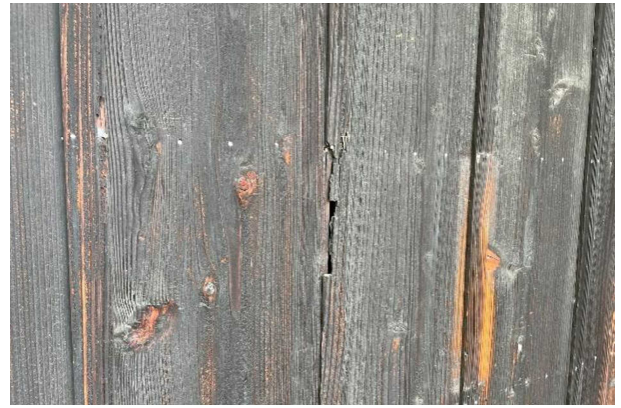


写真 2.1.9 棧の欠損



写真 2.1.6 袖壁の汚損

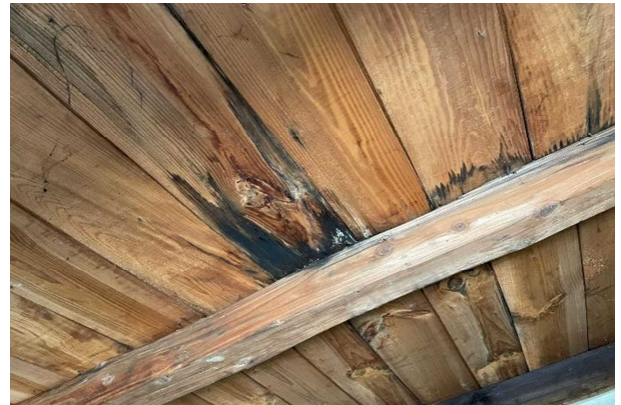


写真 2.1.10 下屋 軸組の腐朽

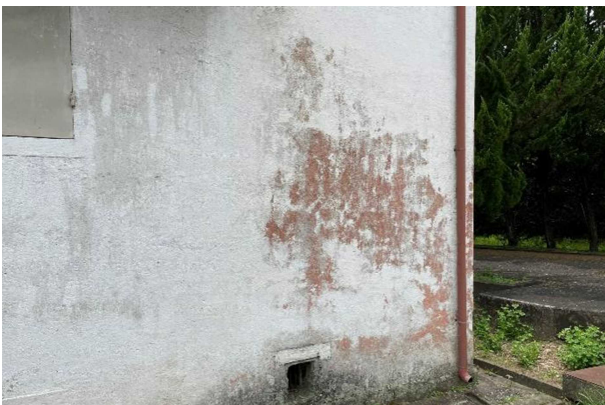


写真 2.1.7 モルタルのカビ

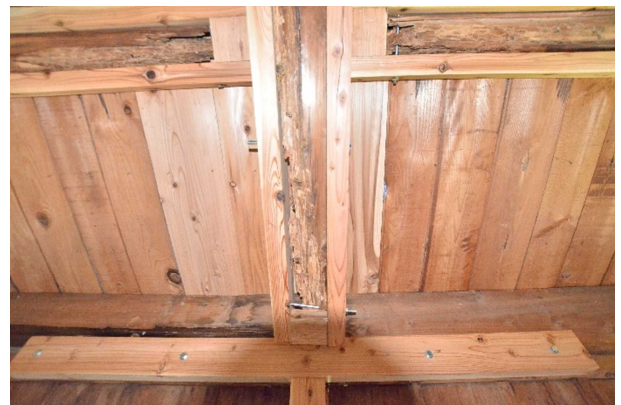


写真 2.1.11 下屋 軸組の蟻害



写真 2.1.8 軒蛇腹の欠失・破損

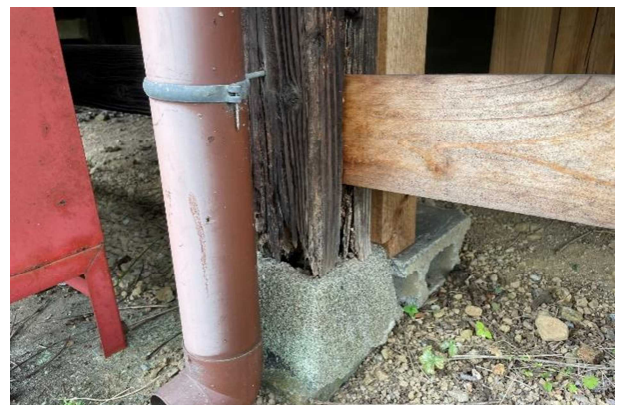


写真 2.1.12 柱脚の腐朽

(4) 小屋組

小屋組はキングポストトラスで寄棟に組み立てられており、仕口にはボルト留めされた金物を付す。ボルト留めはネジ山が無くなり座金が浮くなど緩みが見られる箇所がある。小屋組の主材はマツで、概ね健全な状態で保たれている。



写真 2.1.13 金物の緩み

(5) 屋根・樋

屋根は棧瓦葺きで昭和50年代に葺き替えられている。下葺きや葺き土は残されているが、葺き替えられた棧瓦の形状・寸法は創建時の棧瓦の形状・仕様が踏襲されているかは定かでない。西面の軒先の一部は漏水し野地板まで腐朽し、瓦の一部が脱落したため、令和4(2022)年に応急修理を行っている。棟積みの南蛮漆喰は亀裂、剥落が見られ植物が生えるなど深部への浸水が懸念される。瓦は割れ・欠けが散見される。

下屋はセメント瓦で葺かれているが、創建時の葺き材は不明である。下屋の屋根勾配は緩く漏水し、下屋の野地板・母屋から下部の床まで漏水し腐朽していたため、令和4年に下葺きの防水シートをやり替え、腐朽した母屋は添木を施し補強している。袖壁付近の熨斗セメント瓦は乱れており、そこからも漏水は進行しており、腐朽した軒先にのるセメント瓦は脱落しそうな状況にある。

樋は鋼製樋で、雨水を軒樋で受け、堅樋から犬走に落とし、モルタルで成形した溝を犬走に通し、U字溝に流している。下屋の樋だけは塩ビ製に取り替えられている。じょうごや呼び樋付近での汚れの堆積により植物が生えている箇所も見られる。

外壁開口部廻りの庇は鉄板葺きとしており、発錆が見られる。



写真 2.1.14 棟積みの南蛮漆喰の亀裂・剥落



写真 2.1.15 瓦の割れ・欠け



写真 2.1.16 セメント瓦の崩れ



写真 2.1.17 じょうご呼び樋の汚れ



写真 2.1.18 外壁開口部廻りの庇の発錆

(6) 内装

主室の壁は縦板張り、天井は本実矧ぎの鏡板張りで廻り縁・長押・巾木が付く。床は本実矧ぎ床板張りで各室に床点検口を設けている他、南北の部屋に合板で応急的に塞がれている箇所が1箇所ずつある。

下屋内は屋根の野地板と外壁の縦板張りを現しており、主室側の壁は煉瓦壁に砂漆喰塗としている。砂漆喰には亀裂が見られるが、概ね健全である。床板は漏水箇所が腐朽しており、応急的に合板で塞いでいる。



写真 2.1.19 砂漆喰の亀裂

(7) 建具

東面下屋の出入口3箇所は片引きの木製縦板張框戸とする。破損部を応急的にベニヤ板で塞いだ補修箇所がある。いずれも滑りが悪く開閉時の動きが重い。

各室入口には鉄板巻の門付両開き扉と引分けの腰板ガラス戸が二重に設置される。腰板ガラス戸は防犯用の真鍮製格子が付いているが多くは欠失し、ガラスも割れており欠失しているものが多い。各室外壁には採光換気用の窓があり、内部はガラス格子の上げ下げ窓、外部は片開きの鋼製扉が設置され

る。建具の間には縦格子と亀甲金網が付されている。上げ下げ窓のガラスは当初から取替えられていると思われるものが散見される。鋼製扉の外部は塗装が施されているが、塗膜は経年で劣化し浮き・剥離が見られる。



写真 2.1.20 框戸の破損



写真 2.1.21 腰板ガラス戸 真鍮製格子の欠失・ガラスの割れ



写真 2.1.22 上げ下げ窓 ガラスの割れ



写真 2.1.23 鋼製扉 塗膜の浮き・剥離



写真 2.1.25 犬走の割裂、植物の発生

(8) 設備機器

建物内には自動火災報知の定温式感知器と、蛍光灯照明器具を備える。国立印刷局時期に取付けられたもので、国立印刷局の稼働停止以降、通電されていない。令和4(2022)年の漏水応急修理の際に処理に支障があったため配線は一部切断している。

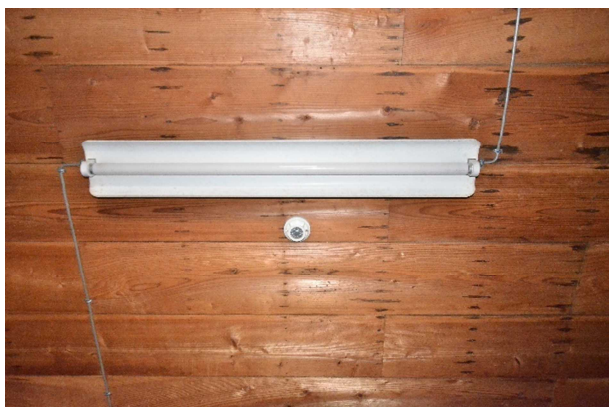


写真 2.1.24 感知器、蛍光灯

(9) 外構

出入口3箇所には煉瓦積みにモルタル仕上げの階段が設置される。下屋廻りの叩きはモルタル塗りで縁石を配し、水下にはU字溝を設け、階段前のみグレーチング蓋を置く。

北・東・南面の犬走は洗い出しモルタルに縁石を配し、U字溝を設ける。縦樋を設置する箇所にはモルタルで成形した溝をきりU字溝へ流している。四周ともU字溝は後補によるものと思われる。洗い出しモルタルの犬走は所々割裂し、建物との隙間が生じ、その各所から植物が生えている状況にある。

【講堂】

(1) 基礎

基礎は外壁に設け、煉瓦積みとする。煉瓦積み下部の状況はコンクリート床とモルタルの犬走があるため確認できていない。煉瓦積みは南東角に目地が切れ煉瓦のずれが見られる他は概ね健全といえる。

(2) 床

国立印刷局時期に倉庫として利用するためにコンクリート打設の上に塗床仕上げとされている。

(3) 外壁・躯体

外壁は下見板張りに白ペンキ塗とする。白ペンキ塗は国立印刷局時期に塗られたものと思われる。塗装は劣化が著しく全面に渡りひび割れ、所々で剥離している。土台上に付けられた鉄板折りの水切りも塗装が劣化しているため水が溜まり、多くは発錆・欠損している。主に窓廻りからの漏水が見られ、その周辺の軸組は腐朽している。土台も漏水に加え、蟻害により破損腐朽し潰れている箇所が四周ともみられる。蟻害の全貌は不明だが一部軸組に被害を確認した。

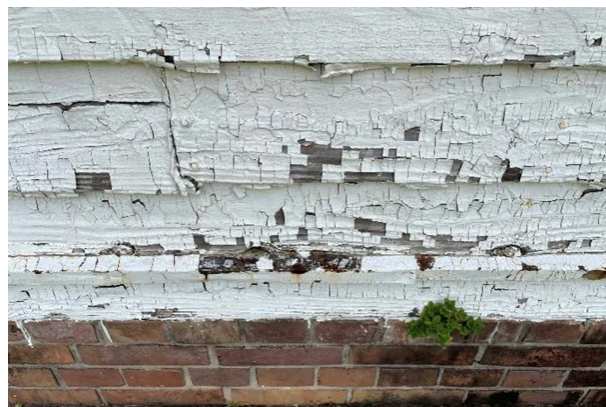


写真 2.1.26 下見板張り 塗装の劣化

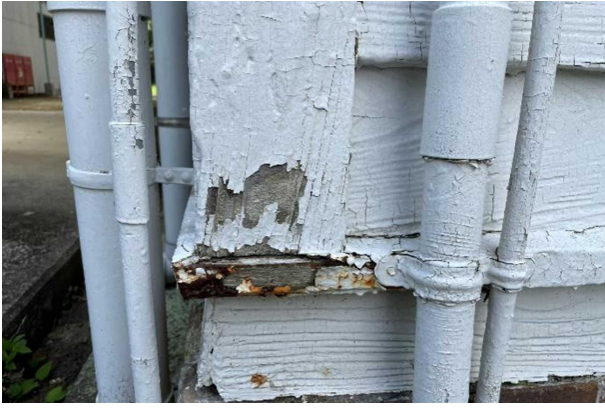


写真 2.1.27 水切り 塗装の劣化



写真 2.1.28 土台の破損・腐朽

(4) 小屋組

小屋組はキングポストトラスで寄棟に組まれており、仕口にはボルト留めされた金物を付す。トラスの下弦材は中央で三味線継ぎしており、ボルトや金物で補強している。屋根荷重を支えきれず撓んだ下弦材は継手に緩みが見られる。創建当初からの母屋に加えて、屋根をふき替えた際に母屋を倍ピッチで足されている。全体的に材自体の目立った破損や腐朽は見られない。



写真 2.1.29 下弦材 継手の緩み

(5) 屋根・樋

屋根は瓦棒カラー鉄板葺きとする。葺き替えられた時期は不明であるが、当初は棧瓦葺きであった。

創建当初にあった内部の間仕切壁が無くなっているために、支えを失った小屋組が撓み、屋根もそれに伴い歪みが見られる。瓦棒カラー鉄板には全体的に発錆が確認される。

樋は塩ビ製で後年に取付けられている。縦樋に向かって軒樋が勾配を取れておらず、土などが堆積し植物が生えている。



写真 2.1.30 屋根の歪み、鉄板の発錆



写真 2.1.31 縦樋の破損

(6) 内装

壁は目板付の縦板目板張りに長押と巾木が付いており、創建当初から保存されている。板材に割れ・欠けは見られるものの大きな破損・腐朽は見られない。板材には創建当初に天井があったことを示す廻り縁が残る。巾木は土台の破損腐朽に伴い脱落しかかっている箇所がいくつか見られ、巾木自体の腐朽も見られる。

土台下の基礎はモルタルで成形されているが、割れ・剥落が散見される。



写真 2.1.32 巾木の腐朽

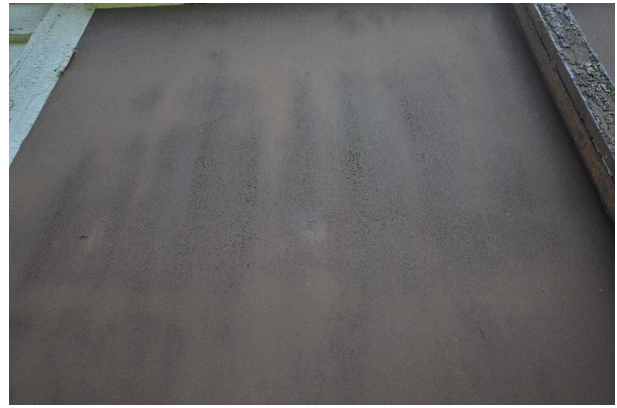


写真 2.1.34 雨戸 亜鉛メッキ鋼板の浮き・剥離

(7) 建具

内部は引違いガラス格子窓、外部は両開きの亜鉛メッキ鋼板巻き木製雨戸が設置される。雨戸は創建当初には無く、年代は不明だが後年取り付けられたものである。引違いガラス格子窓にはねじ締め錠が付くが、召し合せが悪く締められない箇所がある。雨戸は上下にフランス落としが付くがほとんどは錆び付いて使っておらず、閉める場合は外部のけんどん式の木棒で固定する。その木棒を固定するコの字の金物は所々脱落している。雨戸の開放時に固定する機能はなく、風に煽られていることも見受けられる。雨戸の亜鉛メッキ鋼板には茶塗装が施されているが経年の劣化で浮き・剥離が見られる。その他雨戸には棧の折損、蝶番ビスの欠失等が散見される。

東面には国立印刷局時代に倉庫として利用するために電動シャッターが3基設置され、創建当初の出入口建具及びその周辺の外壁も改変されている。

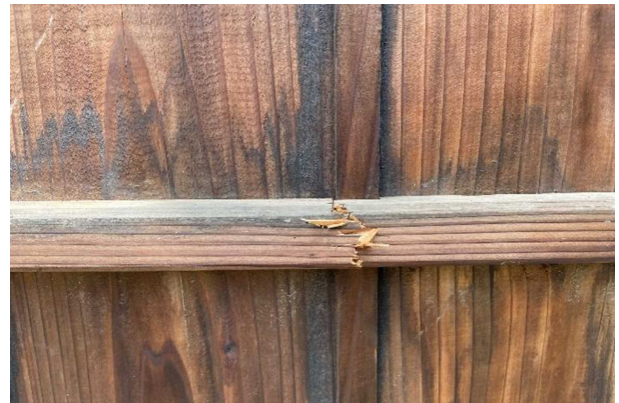


写真 2.1.35 雨戸 棧の折損

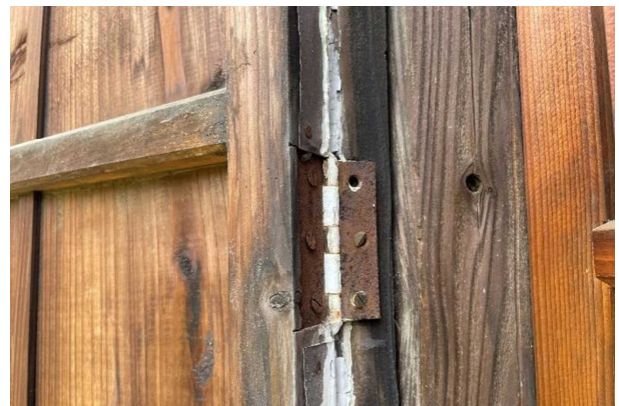


写真 2.1.36 雨戸 蝶番ビスの欠失

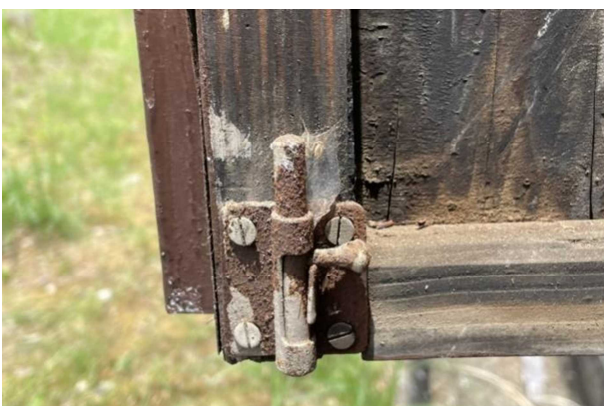


写真 2.1.33 雨戸 フランス落としの発錆

(8) 設備機器

建物内には自動火災報知の定温式感知器と、蛍光灯照明器具を備える。国立印刷局時代に取付けられたもので、印刷局の稼働停止以降、通電されていない。



写真 2.1.37 感知器

(9) 外構

建物四周に周る犬走と排水溝はモルタルで成形されている。犬走は所々割裂し、建屋との隙間が生じ、その各所から植物が生えている状況にある。南側に設ける雨水桝の上部に、縞鋼板とグレーチング蓋を置く。排水溝は高知大学の敷地へ接続されている。

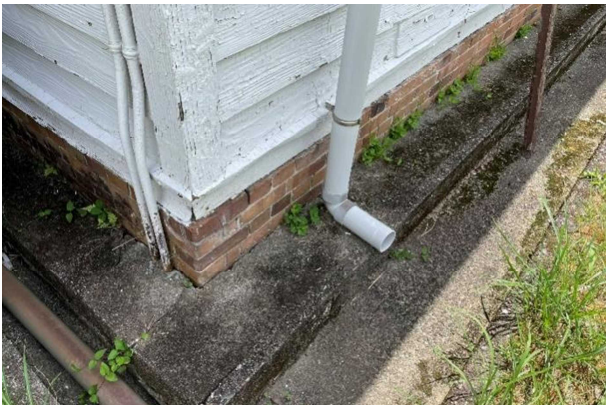


写真 2.1.38 犬走の割裂、植物の発生

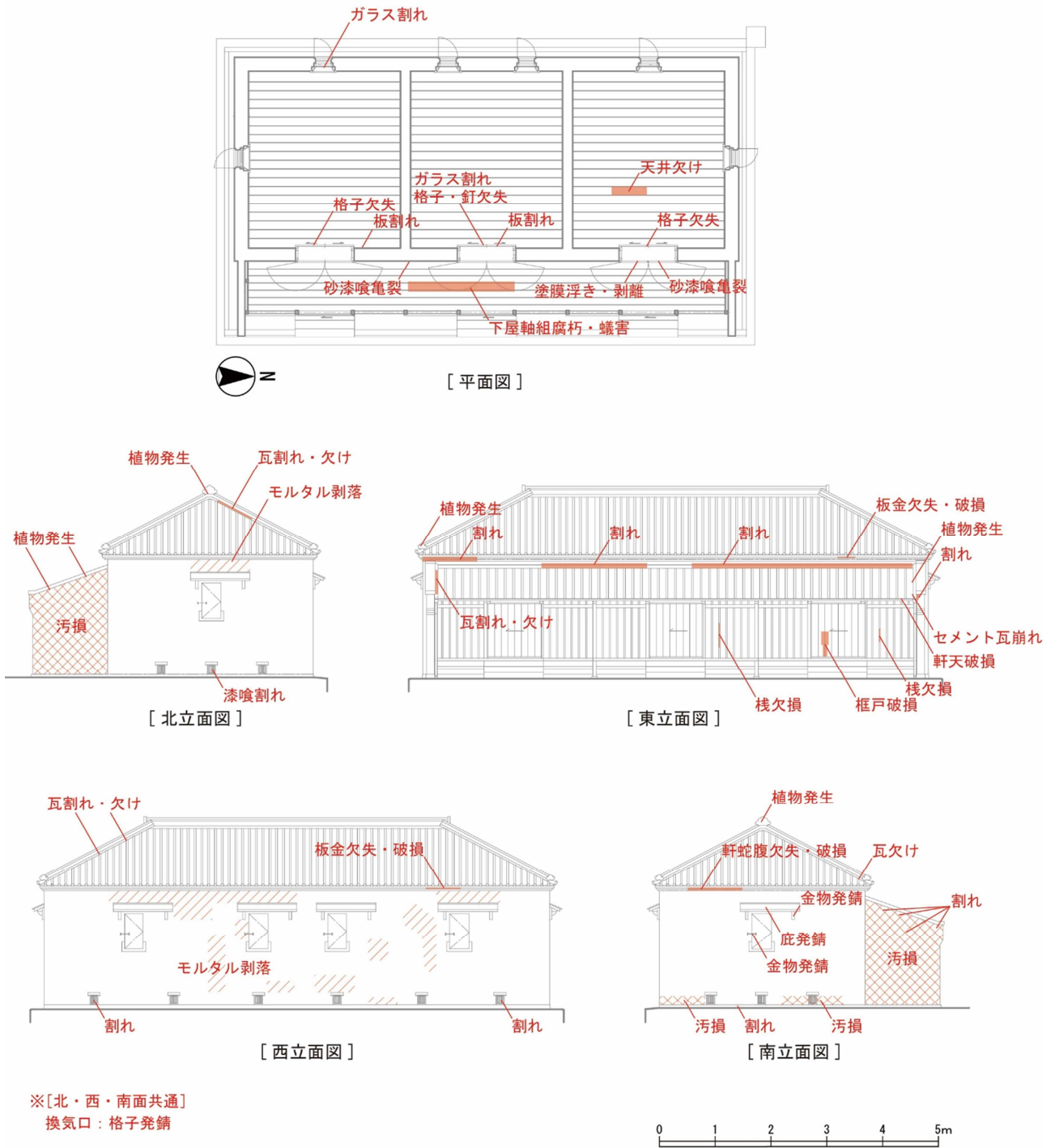


図 2.3.1 破損状況 (弾薬庫)

2 管理状況

(1) 敷地内の管理

高知県が土地を取得した令和3（2021）年以降、毎年3回、建物周りを中心に、敷地全体の除草や樹木の剪定を実施している。

(2) 建造物の管理

令和3年以降、高知県歴史文化財課が所管し、定期的な通風・換気など日常管理を行っている。

(3) 災害に対する予防措置

現在は非公開で無人であるため、常時雨戸を閉めて、施錠している状態である。

(4) 法的点検等

現在は実施していない。

第2節 保護の方針

1 保護の基本方針

旧陸軍歩兵第四四連隊の兵営の歴史を継ぐ建造物は弾薬庫と講堂のみである。建築当初及び進駐軍の接収下にあった時期と思われる材料が数多く残され、高知県に残る陸軍の施設の仕様が遺存するものとして希少である。

戦時中に創建された歴史的建造物の内外観の意匠・材料を通して体感し、後世に伝えられるよう、適切な保存修理・耐震補強・維持管理を行っていく。

2 部分・部位の設定と保護の方針

登録有形文化財旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂において、表 2.2.1、2.2.2 により部分及び部位の設定と保護の方針を示す。

表 2.2.1 <部分>の区分と保護の方針

	区分	保護の方針
保存部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳密な保存が要求される部分を示す。 本計画では、下記の部分が該当する。 (弾薬庫) 外壁、主室、前室(下屋) (講堂) 外壁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として変更不可とし、材料や意匠を厳密に保存し、現状を維持する。
保全部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持及び保全することが要求される部分を示す。改修により文化財の価値が一部失われ、今後の修理によって復原を目指す部分、また、活用及び補強等のため改変が不可欠となる部分を含む。 本計画では、下記の部分が該当する。 (弾薬庫) 屋根(主屋・下屋)、小庇(鉄板葺き) (講堂) 屋根、室、開口部建具(木製雨戸、電動シャッター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修は可能とするが、当初の材料や意匠には配慮する。 ・ 形状は残すが、機能向上のための質の変更は可能とする。
その他部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用または安全性の向上のために改修が許容される部分を示す。 本計画では、該当箇所なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて変更する。ただし、周囲の保存・保全部分との取り合いが生じる場合には十分配慮する。

表 2.2.2 <部位>の区分と保護の方針

	区分	保護の方針
基準 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の材料から構成される部位を示す。 本計画では、外部では基礎、外壁材、当初の建具等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料自体の保存を行う。
基準 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の材料から構成される部位であるが、材料の定期的な更新や補修が必要な部位を示す。 本計画では、鋼製樋、漆喰塗り、モルタル塗り、水切り等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う。
基準 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後世の改修等により改変された部位のうち、当初の仕様を踏襲して再配置された部位を示す。 本計画では、棧瓦葺き等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる形状及び色彩の保存を行う。
基準 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後世の改修等により改変された部位のうち、当初の仕様から変更された部位を示す。 本計画では、白ペンキ塗装、セメント瓦葺き、瓦棒カラー鉄板葺き、塩化ビニール樋、木製雨戸等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改変を行う際に周辺への意匠上の配慮を行う。
基準 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後補である部位を示す。 本計画では、消防設備や電気設備機器、国立印刷局時代に設置されたもの等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、撤去や再配置を行う。

弾薬庫 [外部]

東面：保存部分、保全部分

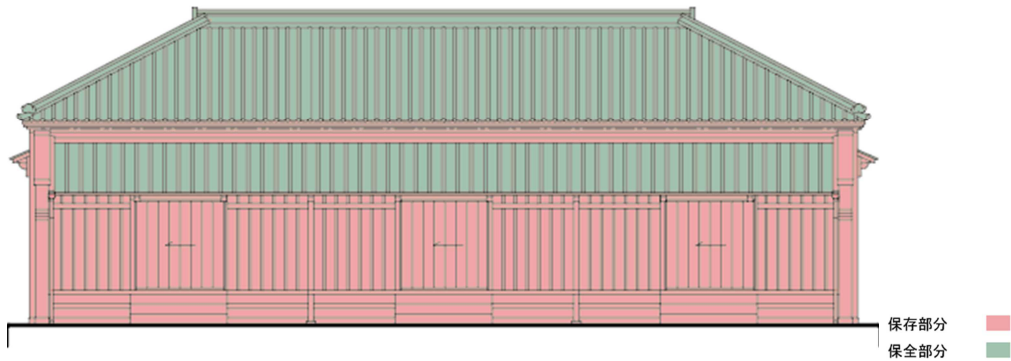


図 2.2.1 部分設定図

表 2.2.1 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	焼杉板縦板張り (下屋)	
	基準 2	モルタル塗り (主屋)、板金折り軒蛇腹 (主屋)	
屋根、庇	基準 3	棧瓦葺き (主屋)	
	基準 4	セメント瓦葺き (下屋)	
開口部建具	基準 1	木製縦板張框戸	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋 (主屋)	
	基準 4	塩化ビニール樋 (下屋)	
その他	基準 1	犬走、階段 (煉瓦積みモルタル仕上げ)	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	



図 2.2.2 部位設定写真

第2章 保存管理計画

南面：保存部分、保全部分

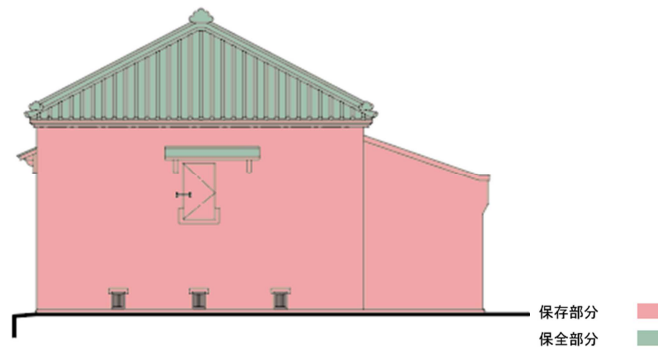


図 2.2.3 部分設定図

表 2.2.2 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 2	モルタル塗り	
屋根、庇	基準 1	木製庇（小庇）	
	基準 3	棧瓦葺き（主屋）	
	基準 4	鉄板葺き（小庇）	
開口部建具	基準 1	鋼製扉	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋	
その他	基準 1	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	



図 2.2.4 部位設定写真

西面：保存部分、保全部分

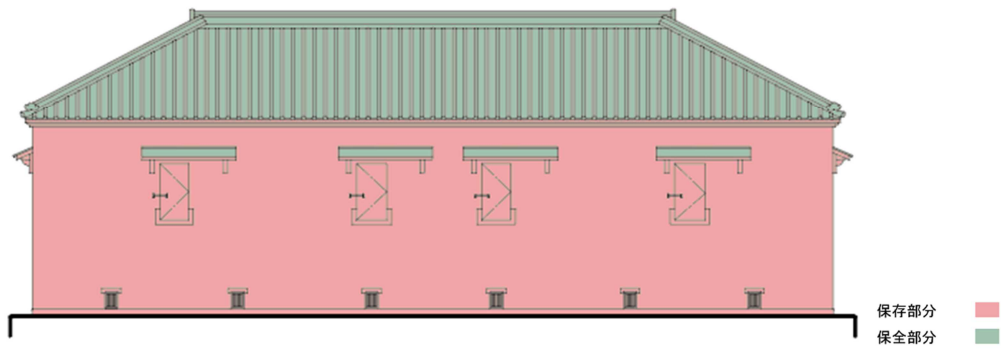


図 2.2.5 部分設定図

表 2.2.3 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 2	モルタル塗り	
屋根、庇	基準 1	木製庇（小庇）	
	基準 3	棧瓦葺き（主屋）	
	基準 4	鉄板葺き（小庇）	
開口部建具	基準 1	鋼製扉	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋	
その他	基準 1	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	

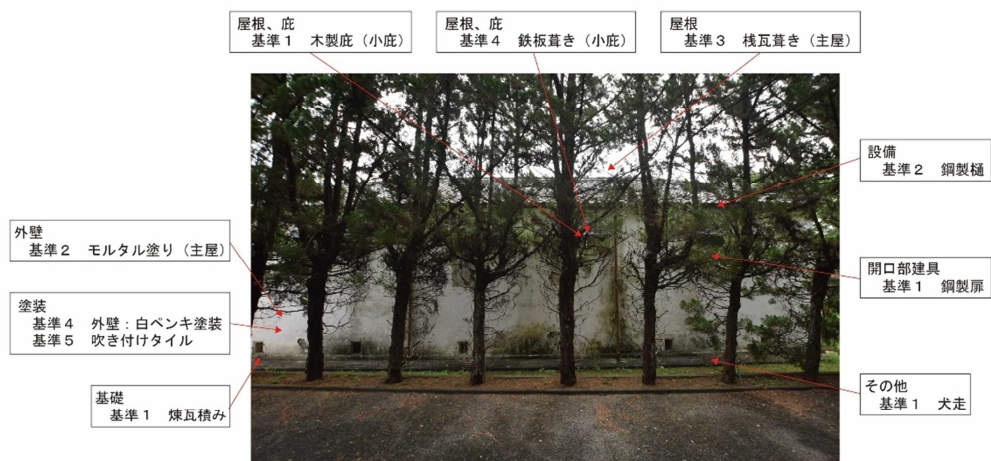


図 2.2.6 部位設定写真

第2章 保存管理計画

北面：保存部分、保全部分

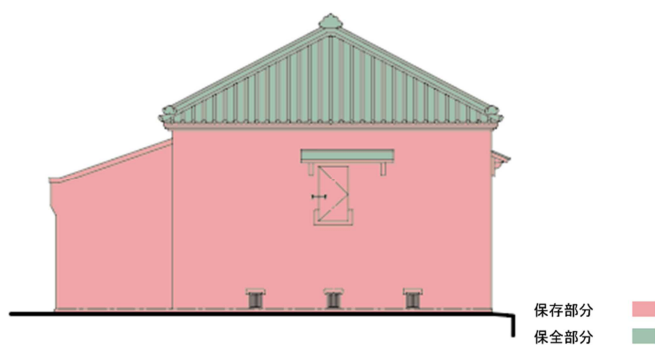


図 2.2.7 部分設定図

表 2.2.4 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 2	モルタル塗り	
屋根、庇	基準 1	木製庇 (小庇)	
	基準 3	棧瓦葺き (主屋)	
	基準 4	鉄板葺き (小庇)	
開口部建具	基準 1	鋼製扉	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋	
その他	基準 1	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	



図 2.2.8 部位設定写真

弾薬庫 [内部]：保存部分

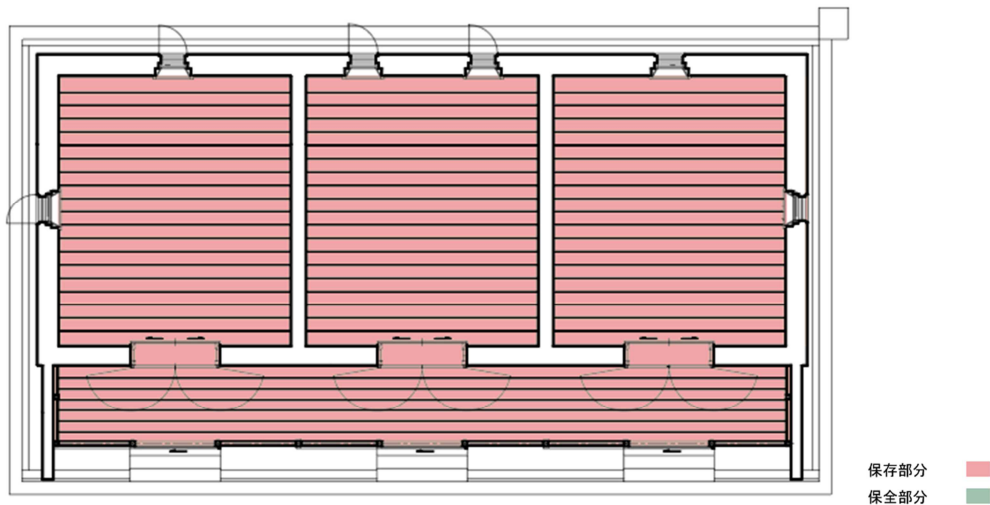


図 2.2.9 部分設定図

表 2.2.5 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
床面	基準 1	板張り	
壁面	基準 1	縦板張り、木巾木	
	基準 2	砂漆喰塗り（下屋内主室側）	
天井面	基準 1	鏡板張り（主室）、野地板現し（下屋）	
開口部建具	基準 1	鉄板卷門付両開き扉、木製引分腰板ガラス戸、木製ガラス上げ下げ窓	
照明器具	基準 5	蛍光灯	
その他	基準 1	敷居	
	基準 5	棚、感知器	



図 2.2.10 部位設定写真

第2章 保存管理計画

講堂 [外部]

東面：保存部分、保全部分

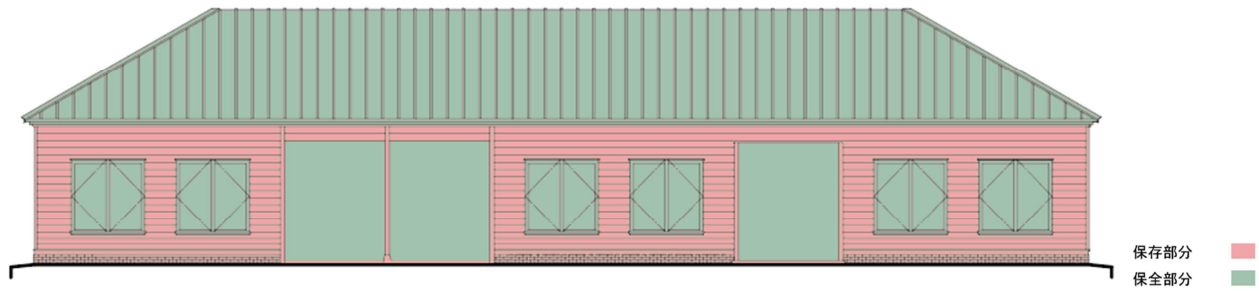


図 2.2.11 部分設定図

表 2.2.6 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	基準 4	木製雨戸	
	基準 5	電動シャッター	
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
	基準 5	スロープ	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	



図 2.2.12 部位設定写真

南面：保存部分、保全部分

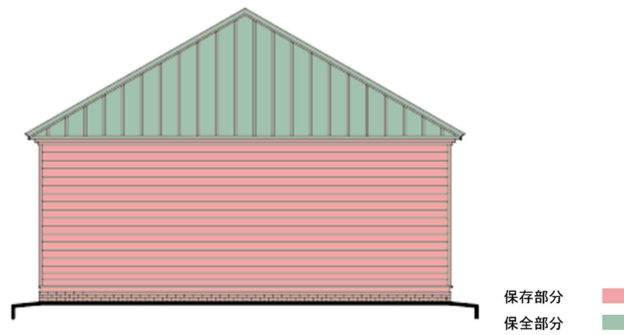


図 2.2.13 部分設定図

表 2.2.7 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	—		
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	



図 2.2.14 部位設定写真

西面：保存部分、保全部分

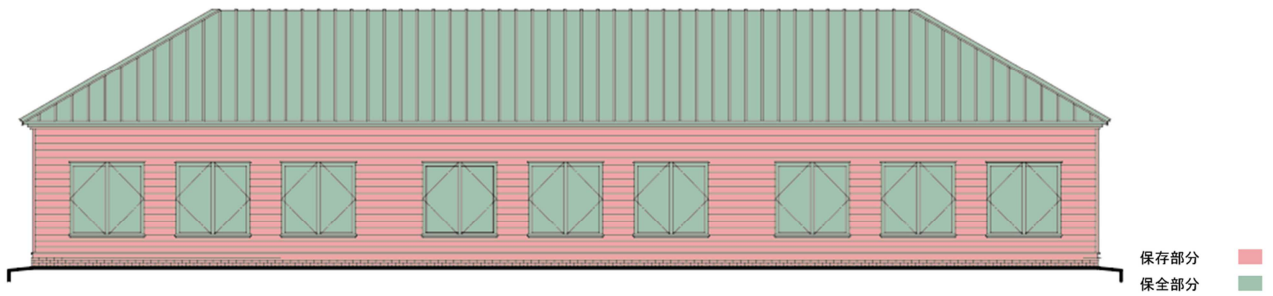


図 2.2.15 部分設定図

表 2.2.8 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	基準 4	木製雨戸	
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	

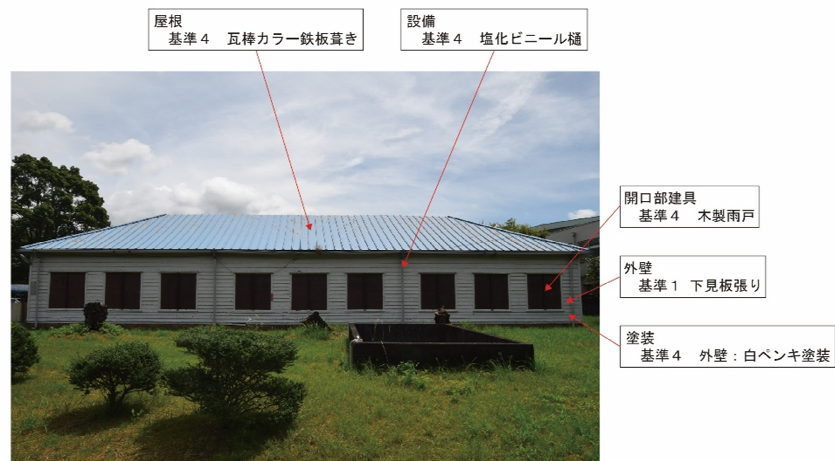


図 2.2.16 部位設定写真

北面：保存部分、保全部分

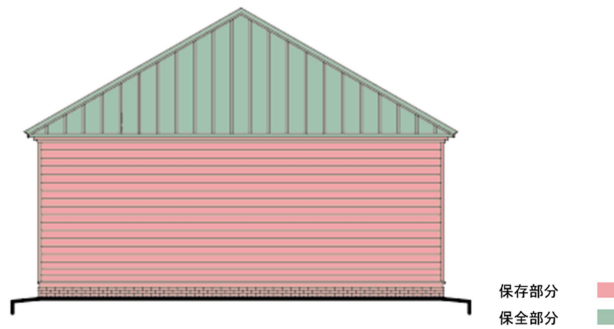


図 2.2.17 部分設定図

表 2.2.9 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	—		
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	



図 2.2.18 部位設定写真

講堂 [内部]：保存部分

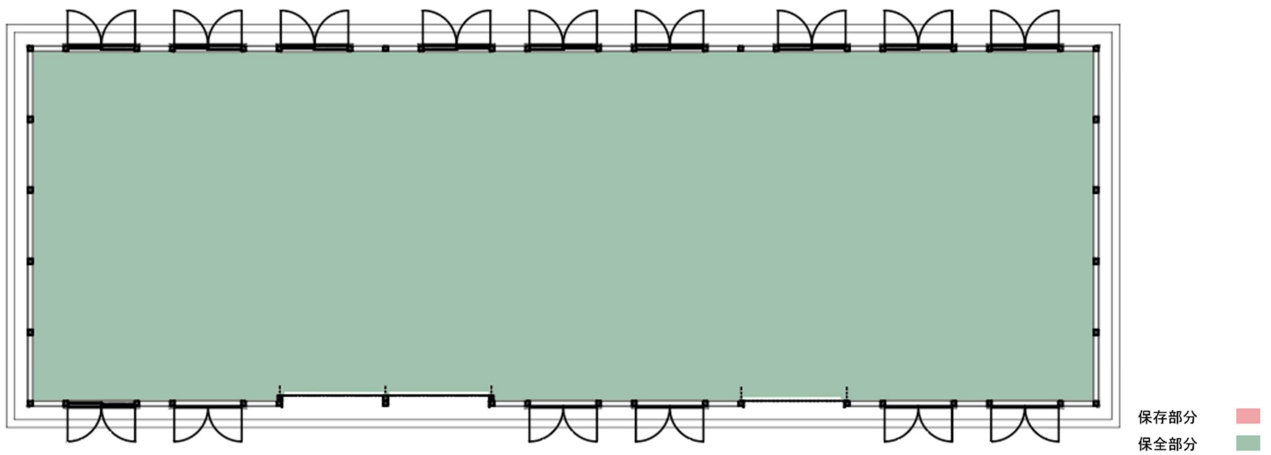


図 2.2.19 部分設定図

表 2.2.10 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
床面	基準 5	塗床	
壁面	基準 1	縦板張り、木巾木	
	基準 2	モルタル塗り	
天井面	—		
開口部建具	基準 1	引き違いガラス格子窓、木格子	
照明器具	基準 5	蛍光灯	
その他	基準 5	感知器、間仕切り	
塗装	—		



図 2.2.20 部位設定写真

第3節 管理計画

1 管理体制

本県の他の文化財と同様に、文化財保護法及び関連法令に基づく管理を行うものとする。管理運営の方法は、外部への委託による方法も含めて、今後の検討が必要であるが、計画区域の対象となっている登録有形文化財旧陸軍第四四連隊弾薬庫及び講堂の敷地及び建造物を一括して管理・運営する予定である。

担当部署：高知県文化生活部歴史文化財課

2 管理方法

(1) 保存環境の管理

①清掃・整頓に関する事項

施設管理者による日常的な清掃・整頓の他、清掃業者による定期的な屋内の清掃・メンテナンスを行う。

②日照・通風の確保に関する事項

施設管理者によって、定期的に全室の窓の開閉を行う。また、建造物に接する樹木の枝を払い周辺の日照と通風を確保する。

③蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

施設管理者または専門の業者によって点検をし、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。

④風水害に関する事項

施設管理者によって適時点検を行う。強風・台風時には雨戸を閉めるなどの対策を行う。

⑤その他

毀損・盗難等の事故防止に関し、施設管理者による巡回のほか、夜間の施錠を徹底する。また、必要に応じて監視カメラを導入する等、機械整備を行う。

消防設備の保守点検は1回/年、実施する。

(2) 建造物の維持管理

①外構及び基礎

- ・敷地内の除草作業、樹木の点検・剪定・伐採
- ・外構樹木根の建造物への影響の点検
- ・駐車場・広場の清掃及び落葉の堆積の予防
- ・基礎廻り・犬走の破損状況の目視点検
- ・側溝の水捌けの点検

②軒廻り及び床下

- ・日常清掃

- ・床下廻りの不要物撤去による通風の確保

③外壁

- ・左官の破損・劣化状況の点検
- ・塗装の破損・劣化状況の点検
- ・下見板・縦板の破損・劣化状況の点検

④内装

- ・開口部廻り・天井廻りの漏水の点検
- ・左官の破損・劣化状況の点検
- ・縦板の破損・劣化状況の点検

⑤床

- ・日常清掃
- ・展示物・重量物の移動・設置時の不陸・沈みの点検
- ・床仕上げの破損・劣化状況の点検

⑥屋根及び雨樋

- ・雨漏りの有無の点検
- ・瓦の割れ・ずれ・脱落・漆喰劣化の点検
- ・金属屋根の塗装劣化・発錆の点検
- ・軒樋の定期清掃、破損・勾配の点検

⑦建具

- ・建具枠・窓台の腐朽・破損の点検
- ・窓ガラスの割れの点検
- ・金属錠の発錆・歪みの点検
- ・建付・可動の点検

⑧金具類

- ・錆・腐朽の点検

⑨設備

- ・照明器具の清掃・点検
- ・消防設備の定期点検

第4節 修理計画

1 調査結果及び修理方針

(1) 弾薬庫

主屋根の小屋裏で顕著な雨漏りの進行は認められなかったが、令和4(2022)年に応急修理を施したとおり、下屋(現況はセメント瓦葺き)の漏水が床組まで及んでおり修理と対策を必要とする。下屋は一旦解体し、腐朽・破損材を取り替えた後、補強を施しつつ復旧する。また主屋根の軒先の木部の腐朽や外壁左官の浮きが見られ、雨仕舞の改善が求められる。主屋根の棧瓦葺きにも植物が生え、棟積みの乱れも確認できるため、小屋裏における耐震補強材の設置のための屋根解体と併

第2章 保存管理計画

せて、瓦の降し・選別・葺き直しを行う。

床組では蟻害が見られるため、部分的な取替えと繕いを行う。基礎補強を必要とする場合は床組の解体を検討する。補強を煉瓦壁に施す場合、煉瓦壁の仕上げ（外部：モルタル左官、内部：木製堅板張り）を部分解体する。

(2) 講堂

軸部には蟻害と腐朽が確認でき、取替えが必要な部材も認められる。柱は根継いだものも確認でき、腐朽は周辺の材に及んでいるため、腐朽の進行は止められておらず、修理のための解体は不可欠と思われる。構造の健全性を確保するために部分解体する。

2 今後の保存修理計画

(1) 弾薬庫

①仮設工事

屋根葺替を想定し、一部内装材が残るため、工事期間中の全天候対応として素屋根を設置する。併せて外部足場・内部足場を設置する。解体部材の収納及び加工作業（繕い）スペースとして、保存小屋を設ける。

②屋根工事

耐震補強工事に伴い、棧瓦・セメント瓦は全て降し、選別・補足の上、復旧する。補足棧瓦は既存形状に倣い製作する。

セメント瓦は製造されておらず、必要数の確保は難しいと思われる。後年に葺き替えられたものと思われ、葺き替え材・復旧材については検討する。

雨仕舞改善のため、軒樋・堅樋を取り替える。

③木工事

屋根・小屋組・下屋・床組の解体に伴う取替え・繕いを行う。内部の木製堅板張りの部分解体と復旧する。建具枠は存置に努める。

④左官工事

内外部のモルタル塗りは、雨水により浮いている箇所を塗替えを行う。

⑤塗装工事

外壁塗装の塗替えを行う。

⑥建具工事

既存建具の繕い・建付調整を行う。

⑦板金工事

軒裏の蛇腹板金の補足と、脱落している既存材の留め付

けを行う。

⑧雑工事

防蟻処理（予防）を床下土壌及び木軸にて行う。

⑨電気設備工事

消防法に準じて消防設備を設置する。

照明器具については、活用に応じて器具の選定と、配線・配管ルートを検討する。

(2) 講堂

①仮設工事

部分解体修理を想定し、素屋根・外部足場・内部足場を設置する。解体部材の収納及び加工作業（繕い）スペースとして、保存小屋を設ける。

②屋根工事

発錆し始めている既存瓦棒カラー鉄板葺きを全面葺き替える。原則既存に倣い、既存と同色で葺く。耐候性を考慮し、材料の検討を行う。後補材の軒樋・堅樋は全て取替えを行う。

③木工事

部分解体修理による化粧材・軸部・野物の取替え・繕いを行う。既存鋼製シャッターは撤去とし、新設建具設置のために開口部・壁を設置する。

④左官工事

床の亀裂・破損部モルタル補修を行う。活用に応じた床仕上げの検討を行なう。

⑤塗装工事

下見板の塗装塗替えを行う。剥離剤塗布又はケレン等による下地調整の上、既存近似色で塗替える。

⑥建具工事

撤去する既存鋼製シャッター跡に、新設建具を設置する。後補の両開き亜鉛鉄板張り木製建具は、台風時の運用を考慮し撤去とせず金物の取替え及び破損部分の補強とする。毎日の開閉等の運用が難しい現状の縦型木製門に変えて煽り止め対策を施す。その他既存建具の建付調整を行う。

⑦雑工事

防蟻処理（予防）を木軸にて行う。

⑧電気設備工事

消防法に準じて消防設備を設置する。

照明器具については、活用に応じて器具の選定と、配線・配管ルートを検討する。

⑨空調設備工事

活用に応じて空調設備を設置する。